

○ひたちなか市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則

平成 18 年 10 月 26 日

規則第 68 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定地域密着型サービス事業者 法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。
- (2) 指定地域密着型介護予防サービス事業者 法第 54 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。
- (3) 指定 法第 42 条の 2 第 1 項又は第 54 条の 2 第 1 項の指定をいう。

(指定の申請)

第 3 条 法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の申請(以下「指定申請」という。)は、指定申請書(様式第 1 号)により行うものとする。

2 法第 78 条の 2 の 2 第 1 項ただし書の申出は、共生型地域密着型サービス事業者の特例に係る別段の申出書(様式第 1 号の 2)により行うものとする。

(指定)

第 4 条 市長は、指定申請があった場合には、これを審査し、指定をするときは、当該指定申請を行った者に対し、指定通知書(様式第 2 号)によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により指定を受けた者は、指定通知書を当該指定に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(指定更新の申請)

第 5 条 法第 78 条の 12又は第 115 条の 21において準用する法第 70 条の 2 第 2 項の申請(以下「更新申請」という。)は、指定更新申請書(様式第 3 号)により行うものとする。

(指定更新)

第 6 条 市長は、更新申請があった場合には、これを審査し、法第 78 条の 12又は第 115 条の 21において準用する法第 70 条の 2 第 1 項に規定する指定の更新(以下「指定更新」という。)をするときは、当該更新申請を行った者に対し、指定更新通知書(様式第 4 号)によりその旨を通知するものとする。

2 前項の規定により指定更新を受けた者は、指定更新通知書を当該指定更新に係る事業所の見やすい場所に表示するものとする。

(変更の届出等)

第7条 法第78条の5及び第115条の15の規定による届出は、施行規則第131条の13第1項及び第140条の30第1項に掲げる事項の変更に係るものにあつては変更届出書(様式第5号)により、施行規則第131条の13第3項及び第140条の30第3項に規定する事業の再開に係るものにあつては再開届出書(様式第6号)により、施行規則第131条の13第4項及び第140条の30第4項に規定する事業の廃止又は休止に係るものにあつては廃止・休止届出書(様式第7号)により、それぞれ行うものとする。

2 法第78条の2の2第5項の規定による届出は、廃止・休止届出書により行うものとする。ただし、施行規則第131条の11の10第2項の規定により同項に規定する届出の書類の写しを提出して行う場合は、この限りでない。

(指定の辞退)

第8条 法第78条の8の辞退の届出は、指定辞退届出書(様式第8号)により行うものとする。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、法第78条の10又は第115条の19の規定により、指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、当該指定を取り消され、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止させられた者に対し、指定取消停止通知書(様式第9号)によりその旨を通知するものとする。

(情報の提供)

第10条 市長は、指定、指定更新、第7条及び第8条の届出の受付並びに前条に規定する指定の取消し又は全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定等」という。)を行ったときは、茨城県、国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。)その他の機関に対し、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

(1) 当該事業所の名称及び所在地

(2) 当該事業所に係る指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(3) 指定等の年月日

(4) 当該事業の開始等の年月日

(5) 運営規程

(6) 介護保険事業所番号

(公示)

第 11 条 法第 78 条の 11 及び 第 115 条の 20 の規定による公示は、法第 78 条の 11 各号 及び 第 115 条の 20 各号 の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 当該事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所に係る指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定等の年月日
- (5) 指定の全部又は一部の効力の停止をした場合にあつては、その内容及びその期間
- (6) サービスの種類

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(平成 20 年規則第 46 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年規則第 17 号)

この規則は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年規則第 19 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 25 年規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 27 年規則第 23 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 28 年規則第 18 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 30 年規則第 44 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の改正規定並びに第 6 条の改正規定(同条に 1 項を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前のひたちなか市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後のひたちなか市指定地域

密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の規定による様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則(令和3年規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前のひたちなか市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の規定による様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正後のひたちなか市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の規定による様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則(令和5年規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前のひたちなか市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の規定による様式により使用されている書類は、改正後のひたちなか市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する規則の規定による様式によるものとみなす。